

自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 発生日時 令和7年1月20日（月）午後4時45分頃
- 2 発生場所 八戸市鮫町字蟻子 14-3（八戸市立鮫中学校隣地）
- 3 事故の概要 野球部活動中バッティング練習をしていたところ、生徒が打ったボールが防球フェンスを越えて、校地に隣接する被害者宅に駐車していた自家用車の屋根部分に当たり、車両ルーフを損傷した。
- 4 損害賠償額 122,012 円（全国市長会学校災害賠償補償保険より同額給付）
- 5 専決処分月日 令和7年3月10日（月）処分第4号

令和7年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

1 令和7年度の事業方針について

当事業は、「中国班（26名）」を派遣する年と「アメリカ班（13名）・ニューカレドニア班（13名）」を派遣する年と交互に実施している。令和6年度において、「アメリカ班・ニューカレドニア班」を派遣する予定であったが、ニューカレドニアで暴動が発生したことにより、臨時的措置としてアメリカ班を2度（5月と9月）派遣することとした。

現在、ニューカレドニアと中国については、不安定な国内情勢により、生徒を安全・安心に派遣することが現時点では難しい状況にあることから、7年度の派遣先については、6年度と同様の臨時的措置を継続することとし、アメリカ班を2度派遣する方針とする。

2 派遣概要について

- ・派遣先 アメリカ合衆国（フェデラルウェイ市、ポートランド市）
- ・派遣期間 第1次：令和7年5月17日（土）から5月25日（日）までの8泊9日
第2次：令和7年9月20日（土）から9月28日（日）までの8泊9日
- ・内 容 教育交流、市長・教育長表敬、ホームステイなど

3 派遣人数について

市立中学校24校に私立中学校2校を加えた計26校の各校代表1名ずつ（中学2年生）とする。

4 スケジュールについて

（第1次アメリカ班）

内 容	時 期
第1回事前研修（結団式、オリエンテーションほか）	4/19（土）
第2回～第3回事前研修（班活動ほか）	4/26（土）、5/10（土）
現地派遣	5/17（土）～5/25（日）
第1回～第2回事後研修（報告会準備）	7/26（土）、7/28（月）
第3回事後研修（報告会ほか）	7/30（水）

（第2次アメリカ班）

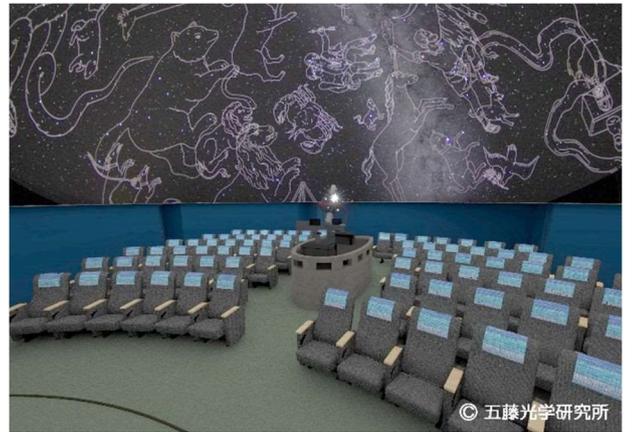
内 容	時 期
第1回事前研修（結団式、オリエンテーションほか）	4/19（土）
第2回～第3回事前研修（班活動ほか）	8/23（土）、9/6（土）
現地派遣	9/20（土）～9/28（日）
第1回～第2回事後研修（報告会準備）	11/1（土）、11/8（土）
第3回事後研修（報告会ほか）	11/22（土）

※上記日程等は、変更となる場合あり。

児童科学館プラネタリウム リニューアルオープンについて

1. リニューアル内容

- (1) 機器：光学式プラネタリウムへ
→ 投映できる恒星数が6,200個から800万個に
→ 夕日や月食などの再現が可能に
- (2) 全天周映像システム
→ 平面にしか投映できなかったアニメーションや動画をドーム全体に投映可能に
→ 地球や惑星の地表面を繊細に描写可能
- (3) 座席
→ 従来より幅が広く、ゆったりとした座席へ
→ 車椅子スペースの設置



※画像提供：五藤光学研究所

2. 内覧会(案)について

- (1) 目的：新しい設備や映像技術の魅力や特徴を周知する。
- (2) 期 日：令和7年4月22日(火)
- (3) 招待者：八戸市議会議員、報道機関

3. プレオープン(案)について

- (1) 目的：新しい設備や映像技術を体験する機会を提供するとともに、運営面での最終調整を行う。
- (2) 期 日：令和7年4月23日(水)
- (3) 回 数：午前と午後の1回ずつ(計2回)
- (4) 招待者：近隣の保育所・幼稚園・認定こども園等に通っている子ども

4. オープニングセレモニー(案)について

- (1) 目的：関係者・職員が一堂に会し、新しいプラネタリウムのスタートを祝うとともに、広く市民にPRする。
- (2) 日 時：令和7年5月2日(金) 11:00~12:00
- (3) 登壇者：5名(八戸市長、八戸市議会議長、教育長、教育センター所長、児童科学館長)
- (4) プログラム
 - ① 市長挨拶
 - ② テープカット&写真撮影
 - ③ プラネタリウム体験(セレモニーに引き続き実施)
- (5) 招待者：教育委員、報道機関、小学校1校の児童(一学年)、有識者会議メンバー等

初任者研修実施要綱

八戸市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく初任者研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 初任者研修の対象となる教員（以下「初任者」という。）は、八戸市立の小学校、中学校の教諭として新たに任用された者とする。
2 前項の規定にかかわらず、国立、公立又は国立大学法人の学校において1年以上教諭として勤務した経験を有する者を除くものとする。

(研修実施期間)

第3条 初任者研修を実施する期間は、初任者の採用の日から1年間とする。

(研修内容)

第4条 初任者は、次の各号に掲げる研修を受講するものとし、その期間は各号に掲げる日数等とする。

(1) 実地研修

指導教員（法第23条第2項の規定により任命された教員をいう。以下同じ。）等が、原則として初任者の所属する学校内で実施する研修（1週につき6～8時間程度。ただし、年間180時間以上240時間以内）

(2) 校外研修

八戸市総合教育センター等が行う研修（年間12日）

(実地研修)

第5条 実地研修は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

(1) 単独校方式

1校の学校に所属する初任者に対して、当該学校に所属する指導教員が中心となって実地研修を行う方式

(2) 拠点校方式

2校以上の学校に所属する原則として6人の初任者に対して、当該学校又はその周辺の学校に所属する1人の指導教員が中心となり実地研修を行う方式

(年間研修計画、年間指導計画及び研修報告の作成)

第6条 年間研修計画、年間指導計画及び研修報告の作成については、次の各号に定めるところによる。

(1) 年間研修計画

ア 教育委員会は、初任者研修に関する年間研修計画を作成するものとする。

イ 年間研修計画には、実地研修及び校外研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。

(2) 年間指導計画

ア 初任者の所属する学校の校長は、教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、指導教員の参画を得て、実地研修に関する年間指導計画を作成するものとする。

イ 年間指導計画には、校外研修との関連を考慮して、実地研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 研修報告書

初任者の所属する学校の校長は、実地研修に関する研修報告書を作成するものとする。

(4) その他、年間研修計画等の作成に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(校内体制及び職務内容)

第7条 初任者の所属する学校の校長は、初任者研修に関する学校全体としての協働的な体制を確立するとともに、これを校務分掌組織に位置付けるものとする。

2 指導教員は、年間指導計画に従い、実地研修を行うものとする。

3 校内指導教員は、拠点校指導教員（拠点校方式による実地研修において、複数の学校に所属する初任者に対する指導等を行う指導教員をいう。以下同じ。）と連携し、実地研修を行うものとする。

4 教科指導員は、単独校指導教員（単独校方式による実地研修を行う指導教員をいう。以下同じ。）の免許教科が初任者のものと異なる場合に、初任者に対して当該教科に係る指導及び助言を行うものとする。

(指導教員等の任命)

第8条 指導教員等の任命は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

(1) 単独校方式

ア 単独校指導教員

教育委員会は、初任者の所属する学校の教諭から、当該学校の校長の意見を聴いて、単独校指導教員を任命するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、教頭を当該指導教員に任命することができるものとする。

イ 教科指導員

教育委員会は、初任者の所属する学校の教頭、教諭又は非常勤講師等から、当該学校の校長の意見を聴いて、教科指導員を任命するものとする。

(2) 拠点校方式

ア 拠点校指導教員

教育委員会は、初任者の所属する学校又はその周辺の学校の教諭から、当該学校の校長の意見を聴いて、拠点校指導教員を任命するものとする。

イ 校内指導教員

教育委員会は、初任者の所属する学校の教諭から、当該学校の校長の意見を聴いて、校内指導教員を任命するものとする。ただし、特別の事由がある場合は教頭を当該指導教員に任命することができるものとする。

(初任者研修校長等連絡協議会等の開催)

第9条 教育委員会は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するとともに、指導教員の指導力の向上を図るため、初任者研修校長等連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催するものとする。

2 前項に掲げる協議会等の運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(実施期日等)

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。ただし、平成29年3月31日までの初任者研修の実施については、県費負担教職員に対する研修の実施に関する協定書により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

初任者研修実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(研修内容)</p> <p>第4条 初任者は、次の各号に掲げる研修を受講するものとし、その期間は各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 実地研修</p> <p>指導教員（法第23号第2項の規定により任命された教員をいう。以下同じ）等が、<u>原則として</u>初任者の所属する学校内で実施する研修（1週につき6～8時間程度。ただし年間180時間以上240時間以内）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実地研修)</p> <p>第5条 実地研修は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拠点校方式</p> <p>2校以上の学校に所属する原則として<u>6人</u>の初任者に対して、当該学校又はその周辺の学校に所属する1人の指導教員が中心となり実地研修を行う方式</p>	<p>(研修内容)</p> <p>第4条 初任者は、次の各号に掲げる研修を受講するものとし、その期間は各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 実地研修</p> <p>指導教員（法第23号第2項の規定により任命された教員をいう。以下同じ）等が初任者の所属する学校内で実施する研修（1週につき6～8時間程度。ただし年間180時間以上240時間以内）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実地研修)</p> <p>第5条 実地研修は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拠点校方式</p> <p>2校以上の学校に所属する原則として<u>5人</u>の初任者に対して、当該学校又はその周辺の学校に所属する1人の指導教員が中心となり実地研修を行う方式</p>

『八戸市立図書館 150 周年記念誌』の刊行について

1. 概要

今年度、当館では、八戸市立図書館 150 周年記念事業を行ってきたが、その最後の取組として『八戸市立図書館 150 周年記念誌』を刊行した。

昭和 49 年に『八戸市立図書館百年史』が刊行されており、今回の内容は、その続きとなる 101 年から 150 年までの歩みを収録したほか、かつて図書館内に市史編纂室が設置されていたため、市史編纂の歩みも収録している。

なお、本誌は、どなたでもご覧いただけるよう、図書館ホームページ上で PDF データを公開する予定。



〈目次〉

- ・発刊のことば
- ・101～150年の歩み
資料 150周年記念事業
- ・市史編纂室の歩み
第1期 第2期
- ・年表

〈規格〉

A4判、カラー80頁、非売品

2. 配布先

- ・市内の学校（小・中・高・大）、公民館、各施設など
- ・近隣自治体の図書館、教育委員会など